

智頭町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 6,129	千円 6,723,315	千円 42,896	千円 1,154,902	% 17.2	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

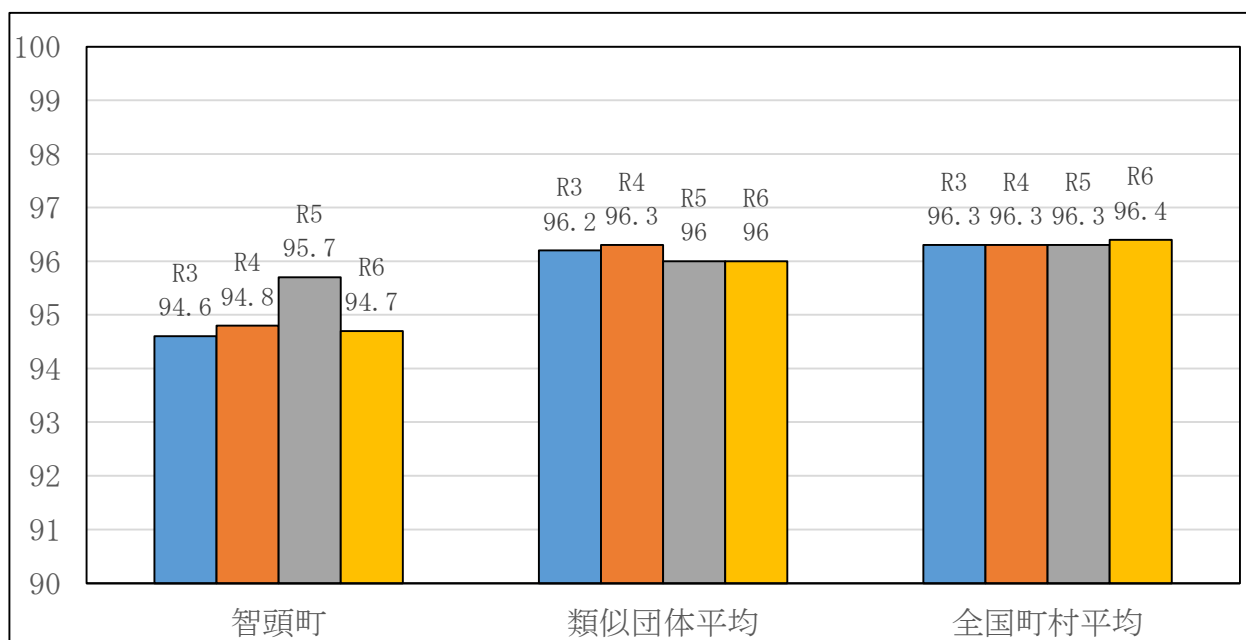
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 130	千円 389,196	千円 60,667	千円 155,269	千円 605,132	千円 4,655	千円 5,540

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため、記載しておりません。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率) %		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数) ()		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、改定なし。高齢層については、最高4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
智頭町	39.5歳	283,911円	326,839円	302,335円
鳥取県	42.9歳	319,722円	389,139円	345,741円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
智 頭 町	49.3歳	7人	294,642円	303,365円	294,642円	—	—	—	—
うち学校給食員	60.7歳	3人	298,133円	307,218円	298,133円	調理師	46.3歳	238,100円	
うちその他	40.0歳	4人	292,025円	300,476円	292,025円	調理師	46.3歳	238,100円	
鳥 取 県	55.0歳	73人	318,443円	345,727円	329,519円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類 似 団 体	51.0歳	3人	282,400円	304,568円	293,301円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
智 頭 町	36.4歳	277,871円	313,034円	293,567円
鳥 取 県	40.0歳	316,625円	419,982円	354,460円
国	44.1歳	337,496円	—	386,299円
類似団体	38.9歳	275,947円	304,813円	286,340円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		智 頭 町	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	1 9 6 , 2 0 0 円	2 0 2 , 4 0 0 円	1 9 6 , 2 0 0 円
	高 校 卒	1 6 6 , 6 0 0 円	1 7 0 , 9 0 0 円	1 6 6 , 6 0 0 円
技能労務職	高 校 卒	1 6 6 , 6 0 0 円	1 6 6 , 6 0 0 円	—
	中 学 卒	—	—	—
福 祉 職	大 学 卒	1 9 6 , 2 0 0 円	—	—
	高 校 卒	1 6 6 , 6 0 0 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大 学 卒	2 5 8 , 5 0 0 円	3 0 6 , 6 0 0 円	3 5 5 , 6 0 0 円	3 8 5 , 8 0 0 円
	高 校 卒	2 5 0 , 6 0 0 円	2 7 9 , 8 0 0 円	2 9 3 , 7 0 0 円	3 3 7 , 3 0 0 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	2 9 6 , 7 0 0 円	—
	中 学 卒	—	—	—	—
福 祉 職	大 学 卒	2 8 6 , 2 0 0 円	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

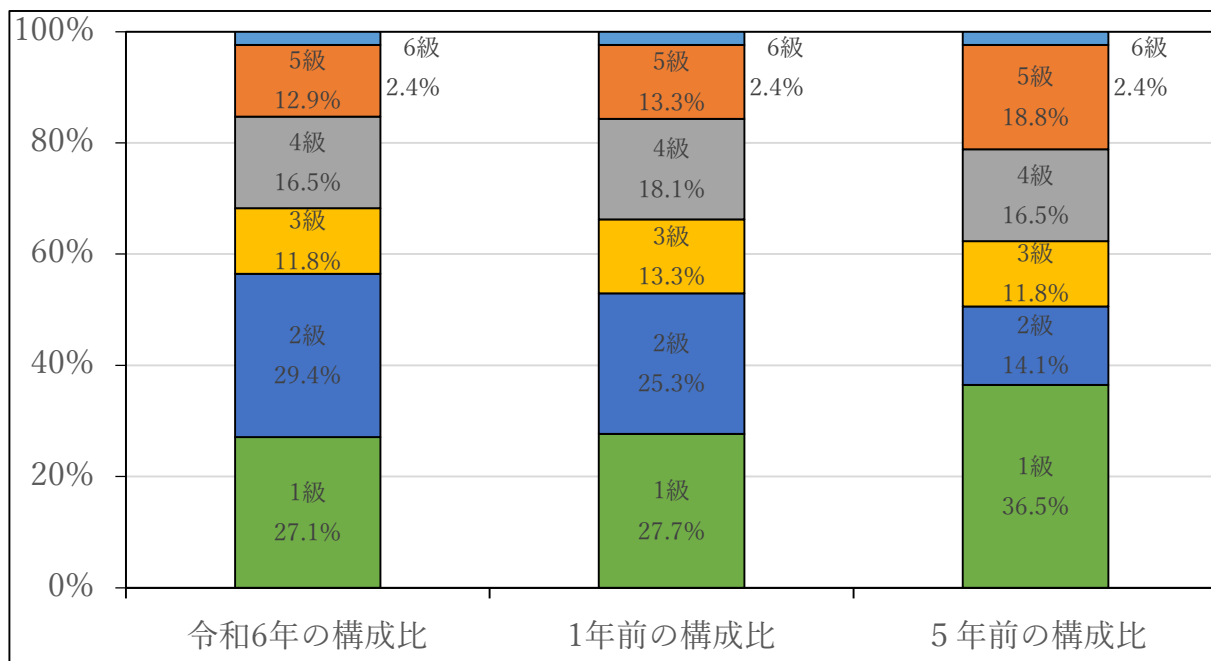
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給 の給料月 額
1 級	主事、技師、保育士 保健師、栄養士、その他特定の業務 を専門的に行う職（以下「専門職」 という。）	23 人	27.1 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主任、主任技師 困難な業務を処理する保育士または 専門職	25 人	29.4 %	208,000 円	305,200 円
3 級	副主幹、係長、主任保育士 高度の知識又は経験が必要とする業 務を処理する専門職	10 人	11.8 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐、主幹、館長補佐、所長補 佐、園長補佐、統括保育士、所長、 特に高度の知識又は経験が必要とす る業務を処理する専門職	14 人	16.5 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長、参事、園長、副園長、館長、 局長、困難な業務を処理する所長	11 人	12.9 %	295,400 円	394,000 円
6 級	困難な業務を処理する課長、園長	2 人	2.4 %	323,100 円	411,300 円

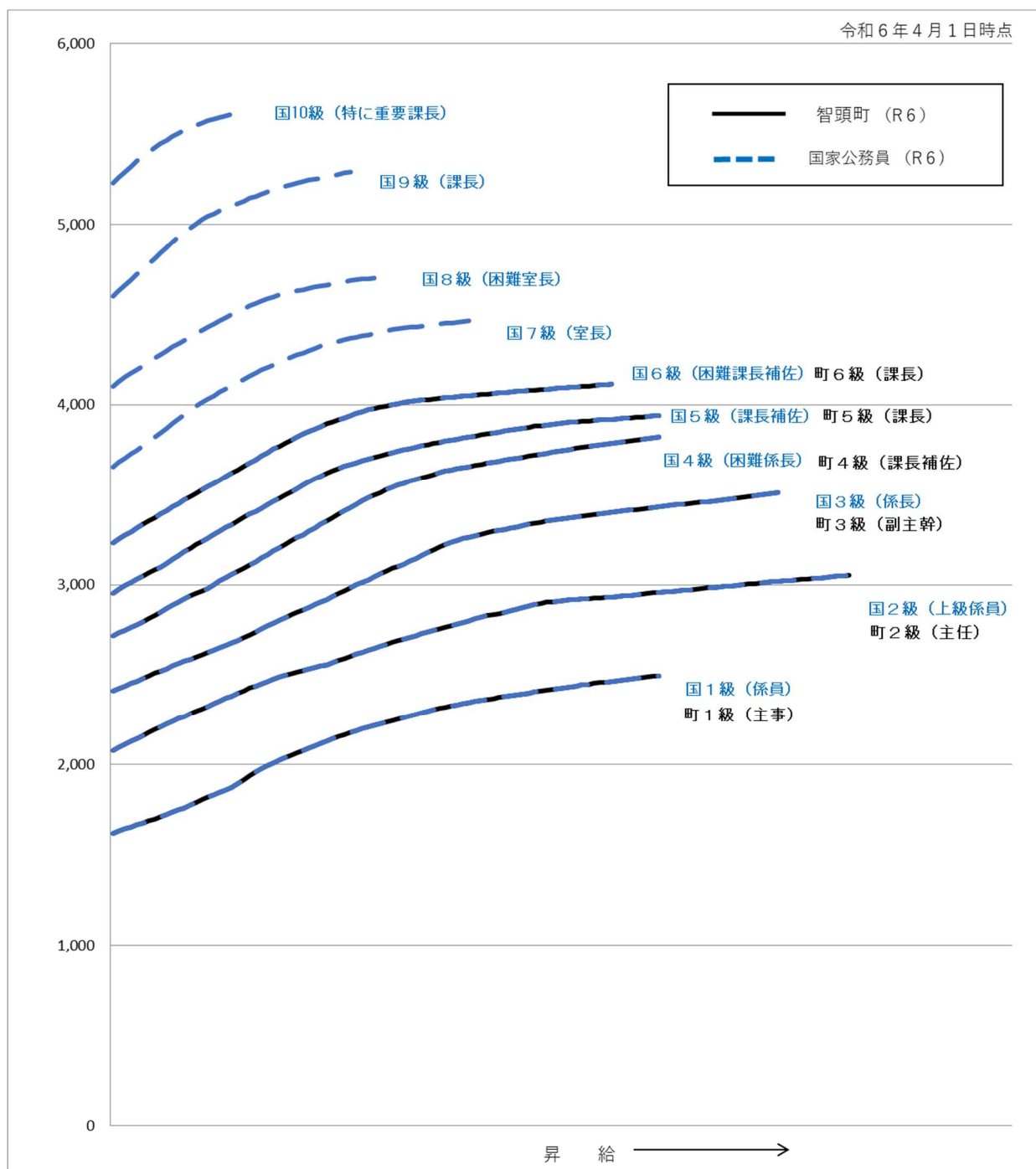
（注）1 智頭町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（智頭町）

令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

智 頭 町	鳥 取 県	国
1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,330千円	1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,522千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 1.75月分 (2.45)月分 (1.75)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算： 5～20％ 管理職加算：10～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算： 5～20％ 管理職加算：15～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算： 5～20％ 管理職加算：10～25％

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（智頭町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

智 頭 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 13,104千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			10 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			1,111 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			6.4 %	
手当の種類（手当数）			8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
税務職員の特殊勤務手当	税 務 職 員	徴 税 の 徴 収	2.5 千円	日額500円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	福 祉 課 職 員	感 染 症 防 疫 作 業	0 千円	日額700円
死体取扱作業従事職員の特殊勤務手当	従 事 し た 職 員	死 体 取 扱 作 業	0 千円	1件2,000～3,000円
除雪作業従事職員の特殊勤務手当	従 事 し た 職 員	除 雪 作 業	9 千円	1時間300円
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	従 事 し た 職 員	用 地 取 得 折 衝 業 務	0 千円	日額500円
税外収入等徴収業務に従事する職員の特殊勤務手当	従 事 し た 職 員	税 外 債 権 の 徴 収	0 千円	日額500円
犬捕獲作業従事職員の特殊勤務手当	従 事 し た 職 員	犬 捕 獲 作 業	1.8 千円	1件300円
犬、猫等死がい処理作業従事職員の特殊勤務手当	従 事 し た 職 員	犬、猫等の死がい処理作業	0.9 千円	1件300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	27,456千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	226千円
支給実績（令和4年度決算）	21,038千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	151千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子1人につき10,000円 ※満16～22歳までは5,000円加算 他1人につき6,500円	同	—	12,826千円	261,757円
住居手当	月額16,000円以上を支払っている職員に対して支給 最高額27,000円	同	—	6,417千円	246,822円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃相当額を支給 自動車等利用者は、片道2km以上である時 通勤距離に応じ月額2,000円から31,600円までの範囲で支給	同	—	13,289千円	127,780円
管理職手当	50,000円 40,000円 30,000円	異	支給額	7,680千円	451,765円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	800,000円 (800,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 870,000円／523,000円
	副 市 町 村 長	632,000円 (632,000円)	700,000円／360,000円
報 酬	議 長	330,000円 (330,000円)	928,500円／200,000円
	副 議 長	246,000円 (246,000円)	316,000円／170,000円
	議 員	229,000円 (229,000円)	301,000円／150,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.4 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.4 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 800千円×在職年数×500/100 632千円×在職年数×280/100	(1期の手当額) (支給時期) 16,000,000円 任期毎 7,078,400円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

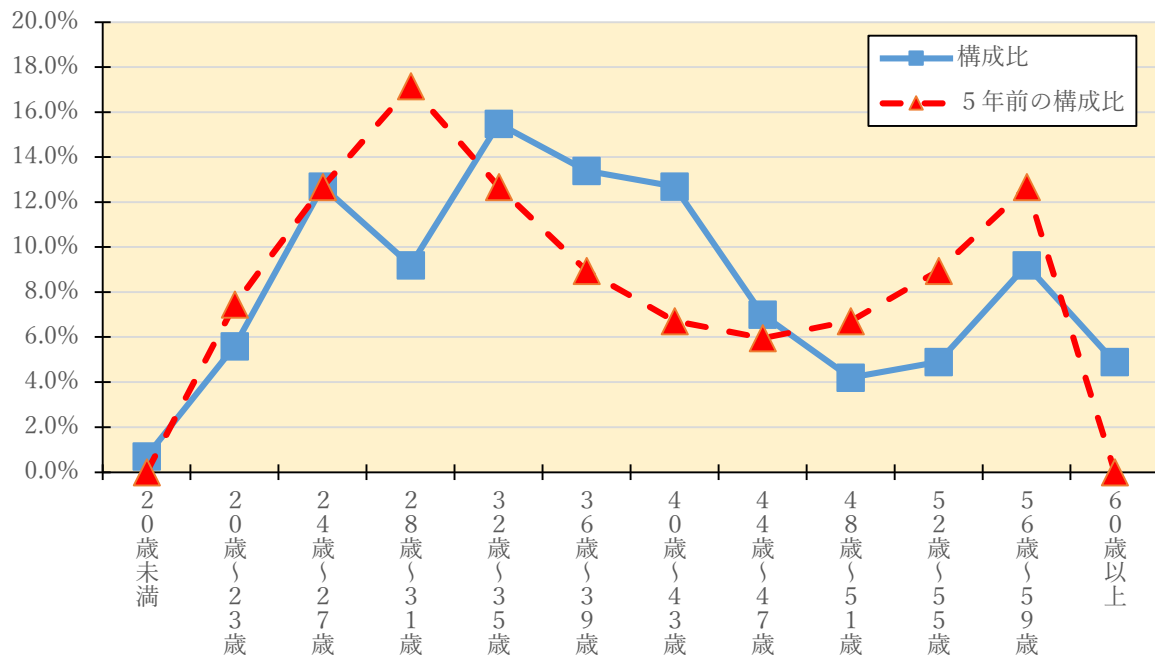
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	福祉関係を除く一般行政	議 会	2	3	1
		総 務 ・ 企 画	24	27	3
		税 務	6	5	▲ 1
		農 林 水 産	17	16	▲ 1
		商 工	1	1	0
		土 木	8	8	0
		小 計	58	60	2
	福祉関係	民 生	48	45	▲ 3
		衛 生	6	6	0
		小 計	54	51	▲ 3
	一般行政計		112	111	▲ 1
	教 育		18	20	2
	普通会計計		130	131	1
			<参考> 人口1万人当たり職員数 177.40人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 117.66人)		
			<参考> 人口1万人当たり職員数 209.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 140.80人)		
公営企業等会計部門	水道		3	3	0
	下水道		2	2	0
	そ の 他		106	103	▲ 3
	公 営 企 業 等 計		111	108	▲ 3
合 計		小 計 計 [303]	239 [303]	▲ 2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 381.97人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	18人	13人	22人	19人	18人	10人	6人	7人	13人	7人	142人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部門別	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	105	108	107	110	112	111	6(5.7%)
教育	15	16	18	18	18	20	5(33.3%)
普通会計計	120	124	125	128	130	131	11(9.2%)
公営企業等会計計	111	108	112	112	111	108	-3(-2.7%)
総合計	231	232	237	240	241	239	8(3.5%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。